

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金  
(再生可能エネルギー導入支援事業) 実施要領 (共用送電線)

「福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金 (再生可能エネルギー導入支援事業)」 (以下、「補助金」という。) は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金交付要綱 (20170120 財資第 12 号)、福島県補助金等の交付等に関する規則 (昭和 45 年福島県規則第 107 号) 及び福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金 (再生可能エネルギー導入支援事業) 交付要綱 (以下「県交付要綱」という。) に定めるもののほか、県交付要綱第 3 条第 2 項に規定する阿武隈山地や県沿岸部における再生可能エネルギー導入のための共用送電線を整備する事業については、この福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金 (再生可能エネルギー導入支援事業) 実施要領 (共用送電線) (以下「県実施要領」という。) に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

(目的)

第 1 条 福島県内の再生可能エネルギー導入拡大と地域の経済活性化のため、風力発電等の適地である阿武隈山地や福島県沿岸部における再生可能エネルギー導入のための共用送電線 (以下「共用送電線」という。) を整備する事業 (以下「補助事業」という。) に要する経費の一部を補助する。

(交付の条件)

第 2 条 県交付要綱第 7 条第 1 項第 4 号にいう「競争入札等」とは、次に掲げるものをいう

- 一 一般競争入札
- 二 3 社以上の見積もり合わせ

(申請書等の提出)

第 3 条 県交付要綱第 5 条 1 項に基づき補助金の交付を希望する者は、要綱様式第 1 に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分 (要綱様式第 1 の別紙 1)
- 二 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額 (要綱様式第 1 の別紙 2)
- 三 役員名簿 (要綱様式第 1 の別紙 3)
- 四 実施計画書 (要領様式第 1)
- 五 事業経費の配分 (要領様式第 1 の別紙 4-1、2)
- 六 補助事業に要する経費及びその調達方法 (全体事業に要する経費) (要領様式第 1 の別紙 5-1、2)

- 七 事業実施体制（要領様式第1の別紙6）
- 八 事業実施予定スケジュール（要領様式第1の別紙7）
- 九 申請者及び申請者に出資している法人等の定款（写し）
- 十 申請者及び申請者に出資している法人等履歴事項全部証明書の原本
- 十一 参考見積書

（補助事業の採択）

第4条 提出された事業内容等について、次に掲げる項目について評価し、総合的に審査する。さらに、県の設置した外部有識者を含む審査委員会の審査結果を踏まえ、予算の範囲内で補助金の交付決定を行う。

- 一 共用送電線の整備計画実現による再生可能エネルギーの導入見込み
- 二 共用送電線の整備スケジュールの合理性
- 三 共用送電線整備後の管理・運営計画の実現性
- 四 土地所有者及び地元市町村などの関係機関との協議状況
- 五 補助事業の内容が県交付要綱、県実施要領の要件を満たしていること

（事業着手）

第5条 補助事業者による事業の着手は、県の補助金交付決定通知の日以降に行うものとし、当該通知前に着手した事業に係る経費については補助対象外とする。

（計画変更の承認）

第6条 県交付要綱第9条第1項第1号イにいう「補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合」とは、次に掲げる以外のものをいう。

- 一 事業主体の変更
- 二 事業計画の変更（共用送電線延長が20%以上増減する場合。）

（補助金の概算払）

第7条 補助事業者は、補助事業の実施に関し、県交付要綱第10条2項に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、要綱様式第7に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 概算払を必要とする理由書（任意様式）
- 二 概算払を必要とする関連証拠書類（工事の前金払請求書の写し等）
- 三 その他知事が必要と認める書類

（関係書類の提出先）

第7条 補助金の実施に係る補助金交付申請書等の関係書類の提出先は、福島県企画調整部エネルギー課とする。

（その他）

第8条 補助事業の実施につき運用上の疑義が生じた場合は、その都度県と補助事業者が協議し、互いに円滑な運用に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

## 様式第1 (共用送電線)

### 実施計画書

#### 1 補助事業の名称

#### 2 事業実施者

- (1) 申請者名称(フリガナ) :
- (2) 代表者の氏名(フリガナ) :
- (3) 郵便番号 : 〒□□□-□□□□
- (4) 住 所 :
- (5) 担当者連絡先1
- ア 郵便番号 : 〒□□□-□□□□
- イ 住 所 :
- ウ 氏 名(フリガナ) : ( )
- エ 所属部署名、役職 :
- オ 電子メールアドレス :
- カ 電話番号 :
- キ ファックス番号 :
- (6) 担当者連絡先2
- ア 郵便番号 : 〒□□□-□□□□
- イ 住 所 :
- ウ 氏 名(フリガナ) : ( )
- エ 所属部署名、役職 :
- オ 電子メールアドレス :
- カ 電話番号 :
- キ ファックス番号 :

#### 3 設備導入事業

##### (1) 設備及びシステムの概要

- ア 共用送電線の総延長 km 電圧 ○○kV 想定連系容量 ○○kW  
共用送電線の内訳
- (ア) ○○○共用送電線 km 電圧 ○○kV 想定連系容量 ○○kW
- (イ) ○○○共用送電線 km 電圧 ○○kV 想定連系容量 ○○kW
- (ウ) …
- …
- イ 共用送電線ルート図 (別紙※任意様式)
- ウ 共用送電線単線結線図 (別紙※任意様式)
- エ 共用送電線システム仕様、参考図面 (別紙※任意様式)

(2) 設備設置工事の概要

- ア 土木建築工事 :
- イ 機械装置等製作 :

4 事業計画

(1) 事業計画の概要

- ア 事業実施内容

- イ 事業実施予定スケジュール (別紙7)

- ウ 共用送電線収支計画 (20年以上) (別紙※任意様式)

(2) 事業費

- ア 事業経費の配分 (別紙4-1、2)
- イ 補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費) (別紙1、2、5-1)

(3) 事業実施体制 (別紙6)

(4) 土地所有者及び地元市町村などの関係機関との協議状況

- ア 土地所有者および地元市町村などの関係機関との協議状況

- イ 送電事業の許可書もしくは送電事業の許可申請状況について

- ウ その他必要な許認可等